

お客さま各位

各種預金規定の改定について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行では2020年4月20日（月）より、各種預金規定について以下のとおり改定を行いますのでお知らせ致します。

1. 改定する規定

- ・ 期日指定定期預金規定
- ・ 自由金利型定期預金（M型）規定
- ・ 変動金利定期預金規定
- ・ 積立式定期預金規定
- ・ 積立定期預金規定
- ・ 財産形成預金規定（一般財形）
- ・ 財形住宅預金規定
- ・ 財形年金預金規定

2. 改定内容

期日指定定期預金を満期日前解約する場合の利率決定について、以下の通り変更致します。また、期日指定定期預金規定以外の規定においても同様の改定を行います。

改定前	改定後
第10条「付利単位、満期日前解約」 (1) この預金の～計算します。 (2) この預金を～支払います。 ①6か月未満 解約日における普通預金の利率 ②6か月以上1年未満 2年以上利率×40% ③1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50% ④1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60% ⑤2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70% ⑥2年6か月以上6年未満 2年以上利率×90%	第10条「付利単位、満期日前解約」 (1) この預金の～計算します。 (2) この預金を～支払います。 ①6か月未満 解約日における普通預金の利率 ②6か月以上1年未満 2年以上利率×40% ③1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50% ④1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60% ⑤2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70% ⑥2年6か月以上6年未満 2年以上利率×90% <u>ただし、②から⑥の利率が解約日における普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金利率により計算します。</u>

以上